

## 農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 令和5年4月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番議員、7番議員、11番議員

### 4. 議事日程

#### (1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

### 5. その他

### 6. 会議の概要

事務局長	<p>ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>																
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>																
事務局	<p>1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の</p> <table> <tbody> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 509 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 492 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 269 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 28 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 8 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>宅地（現況：畠） 260.97 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 49 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 326 m<sup>2</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>の計8筆 1,941.96 m<sup>2</sup>について</p> <p>[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>	[REDACTED]	畠 509 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 492 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 269 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 28 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 8 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	宅地（現況：畠） 260.97 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 49 m <sup>2</sup>	[REDACTED]	畠 326 m <sup>2</sup>
[REDACTED]	畠 509 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 492 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 269 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 28 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 8 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	宅地（現況：畠） 260.97 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 49 m <sup>2</sup>																
[REDACTED]	畠 326 m <sup>2</sup>																
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>																
3番委員	<p>この[REDACTED]については、もう数十年前から[REDACTED]から出て在住しております。空き家になっております。その中で畠についても、前に借りていた人が若干[REDACTED]も植えるところもあるんですが、今は何も作ってない。農地が多いようでございます。この譲り受ける[REDACTED]という方は接触はできないわけなんですが、これ見ると、[REDACTED]というようなことになっておりますが、[REDACTED]を実際にやるんかどうかというちょっと不安はありますけれども。どっちにしても所有者がこっちにいなかつたというなことでこれ所有者移転なっておりますので、これいざれ渡しをするということなんでしょうが。ちょっと、実際にその[REDACTED]を植えるんかどうかいうのはちょっと確認ができません。ですから誰かが作ってくれば結</p>																

	構なことなんですが、ちょっとそこら辺の確認は取れしておりません。
議長	████████の年齢はおいくつですか
事務局	████████。
議長	面談の結果、本人のやる気はあるという理解でよいですか。
事務局	そういう理解でよろしいです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、████在住の████さん所有の ████ 畑 59 m <sup>2</sup> について ████の████さんが譲り受け、申請地では████を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	現場確認したところ、草を刈ればすぐ更地になる。████にすごい近くて、目につきやすいところなんで、荒れてるよりも████が植わってる方がよいと思います。
議長	████が私の方へ来て、████植えるから、よろしくと頼まれました。ちょうど家の横の狭いところでくれるかというようなこと也有ってそういう話でございました。問題ないかと思いますそれでは、この件について

	意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の</p> <p>[REDACTED] 田 222 m<sup>2</sup></p> <p>[REDACTED] 畑 260 m<sup>2</sup></p> <p>[REDACTED] 宅地（現況：畠）315.14 m<sup>2</sup></p> <p>計3筆797.14 m<sup>2</sup>について、 [REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員が欠席ということで、私の方へ連絡が来まして、確認取りましたら、本人も農業やりますよと言うことで問題ないという報告を受けています。この件について意見はありますか。</p>
委員一同	ありません。
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。</p> <p>続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の</p> <p>[REDACTED] 畑 34 m<sup>2</sup>について</p> <p>[REDACTED]の[REDACTED]さんが、[REDACTED]を整備するための転用申請となっています。</p> <p>現在、[REDACTED]の畠に進入できる既設[REDACTED]がありますが、[REDACTED]の[REDACTED]や[REDACTED]</p>

	<p>████████、████████の████に幅員が足りず、支障があるため、車両等の進入に十分となるように████を拡幅し、████を確保することとしています。</p> <p>転用に係る造成については、東側に約1.5mまでのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約1.5mまでの盛土を行う計画となっています。また、雨水については農道西側側溝に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員が欠席ということですが、この件は2月に除外申請がありまして、████からもいろいろ説明がありましたが、私も申請者の方に確認を取りました。今、事務局が説明したとおりで、入り口が広い方が便利がいい、今まで荒れていたところが綺麗になるのであれば問題ないなということあります。この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番は、████在住の████さん所有の ████████ 畦 195 m<sup>2</sup> について ████の████が、████を整備するための転用申請となっています。</p> <p>████は、申請地に隣接する土地と建物を買収して████として利用することを計画しており、それに伴い、████を確保することとしています。</p> <p>転用に係る造成については、約0.50mまでのコンクリート擁壁を設置しており、花崗土で約0.50mまでの盛土を行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に</p>

	問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員は欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。
事務局	こちらも先ほどの案件と同様に2月の時に、除外申請が出てきた案件で、皆さんもお話を聞いていた案件かと思われますが、隣接の宅地を合わせて買い取って、████████にするということで、地元議員さんもその辺については特に問題はないとおっしゃっておりました。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、████在住の████さん所有の████田 332 m <sup>2</sup> について ████である████の████さんが、████を建築し、████████を設置するための転用申請となっています。 ████さんは現在、████で、████で暮らしていますが、████で████が居住する予定であり、退去しなければならないため、生活の拠点を固めようと████を建築することとしています。 既存コンクリート擁壁を利用し、切土、盛土はなく、転圧のみ行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側道路側溝に排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長	こちらも地元委員が欠席でして、私の方へお話を来ましたが、[REDACTED]でありまして、問題ないという意見でした。この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畳 162m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、[REDACTED]を建築するための転用申請となっています。 [REDACTED]さんは現在、[REDACTED]で、[REDACTED]で暮らしていますが、[REDACTED]では居住スペースが狭く、[REDACTED]から、将来を考えて[REDACTED]を建築することとしています。 既存コンクリート擁壁を利用し、切土、盛土はなく、転圧のみ行う計画となっています。また、雨水についてはため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側道路側溝に排水する計画となっています。 申請地は第3種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	現場を見に行ったところ、今現在花を植えたりしておりますが、問題はないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 187 m <sup>2</sup> について [REDACTED]が続き、[REDACTED]したため農地として復旧するこ とが困難となったものです。[REDACTED]し、かなりの年月が経っているた め、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	今事務局の方から説明があった通りで、航空写真見ていただいたらよくわ かると思うんですけども、かなりもう荒れ果てております以前から、そ の前にも砂のようなものが積まれておりますし図面上にある[REDACTED] [REDACTED]も、もうわからなくなってるような状況でございます。 ここにある理由の通り、今後農地として復旧することは困難だと思います ので、この通りで申請の通り、許可をお願いできたらと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番から3番 について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]田 542 m <sup>2</sup> について 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 375 m <sup>2</sup> について

	<p>3番は、■在住の■さん所有の ■田 614 m<sup>2</sup>について ■の■さんが、引き続き借り受けるものです。</p> <p>1番と2番の申請地では■を3番の申請地では■を栽培する計画で、期間はすべて10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	<p>■が以前から借りておるところの更新でございます。今説明がありましたように1番は、■のところの土地に■が■を建てて、■を栽培しております。2番のところについてはですね、これ■から借り受けて、ここでも■栽培しております。3番は■のところについては、これも■が■を建設しまして、■の栽培をしておりますので、適切に使用していただいておりますし、更新ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	この件について意見はありますか。
1番委員	■の件なんですかけれども、先月亡くなられたと聞いています。名義変更はまだのようですが、その辺の話は聞いていますか。
事務局	■が来庁されたときも同様のことをおっしゃっておりまして、相続人の同意が必要と説明しております。相続人の同意を得るよう話をしに行くとのことなので、承認を先付けでお願いする形となります。
議長	■の■の賃借料が■と今まで出てきた中で一番高いようなんですが、これくらいが基本ですか、ちょっと気になりました。他にありませんか。
委員一同	ありません
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

	<p>とします。</p> <p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の</p> <p>[REDACTED] 畑 61 m<sup>2</sup></p> <p>[REDACTED] 畑 197 m<sup>2</sup></p> <p>[REDACTED] 畑 86 m<sup>2</sup></p> <p>[REDACTED] 畑 358 m<sup>2</sup></p> <p>計4筆 702 m<sup>2</sup>について</p> <p>[REDACTED]の[REDACTED]が、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	これは以前から[REDACTED]が借りて[REDACTED]をすでに植えられておりまして、その更新ですので全く問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 307 m <sup>2</sup> について
	6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 473 m <sup>2</sup> について

	<p>████████の██████さんが、引き続き借り受けるものです。</p> <p>5番の申請地では、████を6番の申請地では████を栽培する計画で、期間は5年間で5番の申請地は使用貸借、6番の申請地は賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	以前から栽培を継続しております。████が更新するものですので、大丈夫だと思います。████についてはですね、もともとが████の方で縁があってこっちにこられて、████のところで修行して、████をしつったんですが、結婚して████の方に行かれてる方です。ちょっと今現在、今日も見てきましたけれども、管理の方がちょっと遅れるとかいうことになってますけど、適切に今後管理していくんだろうというような気配がしておりますので、更新ですし、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
	続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、████在住の████さん所有の ████畳 929m <sup>2</sup> について ████の████さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、████を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

	ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	■さんについては3～4日前にも四国新聞に■で小豆島で■作りたいようなことが載っておりましたけれども、熱心に■をしております。今現在はまだ定植されておりませんけれども、これから計画するということだろうと思います。
議長	町は特区をとって、第1号の方になるように、私聞いておりまして、ぜひ成功して今現在で■の方の■を今勉強中だというふうに聞いております。そういうことで、また、温かく見守っていただきたいと思います。この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■在住の■さん所有の ■田 812 m <sup>2</sup> について ■の■さんが、再度借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	これも再申請でございまして、■を昨年も栽培しておりましたので、問題ないと思います。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、[■]在住の[■]さん所有の [■]畠 502m <sup>2</sup> について [■]の[■]さんが、再度借り受けるものです。 申請地では、[■]を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となって います。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	[■]も欠席でございますが、継続でございますので、現在[■] [■]を作られておりますので、問題ないかと思いますが、この件について 意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番と11番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	10番は、[■]在住の[■]さん所有の [■]畠 97m <sup>2</sup> について 11番は、[■]在住の[■]さん所有の [■]畠 334m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借 入希望者である[■]の[■]に貸し付けるもので

	<p>す。</p> <p>申請地では、██████████を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっていきます。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>									
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。									
1番委員	これも██████████の██████████の横にある畠でありまして、以前から██████████が██████████を作られております。そのまま利用権設定の変更になってるだけですので、問題ないと思ってます。									
議長	この件について意見はありますか。									
委員一同	ありません。									
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。									
事務局	<p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>12番は、██████████在住の██████████さん所有の</p> <table><tr><td>██████████</td><td>宅地（現況：畠）</td><td>849 m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>██████████</td><td>畠</td><td>711 m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>██████████</td><td>畠</td><td>365 m<sup>2</sup></td></tr></table> <p>計3筆1,925 m<sup>2</sup>について</p> <p>（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である██████████の██████████に貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、██████████を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>	██████████	宅地（現況：畠）	849 m <sup>2</sup>	██████████	畠	711 m <sup>2</sup>	██████████	畠	365 m <sup>2</sup>
██████████	宅地（現況：畠）	849 m <sup>2</sup>								
██████████	畠	711 m <sup>2</sup>								
██████████	畠	365 m <sup>2</sup>								

議長	この件についてはもう全然もう問題なく、この [REDACTED] の [REDACTED] は [REDACTED] でございまして、山の墓地の隣近所でございまして管理ができるおと 思いますので問題ないかと思います。この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番と14番 について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	13番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 550 m <sup>2</sup> [REDACTED] 畑 433 m <sup>2</sup> [REDACTED] 畑 19 m <sup>2</sup> [REDACTED] 雜種地（現況：畠） 24 m <sup>2</sup> 計4筆1,026 m <sup>2</sup> について 14番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 468 m <sup>2</sup> について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借 入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付ける ものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ ています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、欠席でございますが、従来からここは [REDACTED] が、やられておりますので、問題ないかと思いますが、この件について 意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

	<p>とします。</p> <p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畳 487m<sup>2</sup>について</p> <p>(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>はい地元委員さんが欠席で本人の案件でございますね。</p> <p>これも[REDACTED]を現在作られておりますので、問題ないかと思います。この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。</p> <p>議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。</p> <p>それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>ご審議ありがとうございました。令和5年度に入って4月は初めての最初の定例会ということでしたが、スムーズにご審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>また役場の職員の方も最初にご挨拶いただいたように定期異動により、入れ替わっておりますが、どうぞこれからよろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>これで定例会を閉会とします。</p>
	閉　　会　　午後2時25分

議長 会長

議事録署名人 1番

議事録署名人 2番